

## ○厚生労働省令第三十号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）の一部、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）及び地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成三十年政令第五十五号）の施行に伴い、並びに同法附則第十四条及び第二十八条、同令第十五条並びに関係法令の規定に基づき、介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令を次のように定める。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣

加藤

勝信

**介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令**

(介護保険法施行規則の一部改正)

**第一条 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部を次のように改正する。**

次の表のよう改定する。

(傍線部分は改正部分)

目次	改	正	後
第一章(第三章)(略)			
第四章 介護支援専門員並びに事業者及び施設			
第一節(第四節)(略)			
第五節 介護保険施設 第百三十四条—第一百四十条の二の四)			
第六節(第十節)(略)			
第五章 地域支援事業等(第一百四十条の六十二条の三—第一百四十条の七十二条の四)			
第五章の二 介護保険事業計画(第一百四十条の七十二条の五・第一百四十条の七十二条の六)			
第六章(第十章)(略)			
附則			

(法第八条第六項の厚生労働省令で定める者)  
**第九条 法第八条第六項の厚生労働省令で定める者は、歯科衛生士、保健師、看護師、准看護師及び管理栄養士とする。**

(削る)  
**一 病院、診療所又は薬局の歯科衛生士(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行ふ保健師、看護師及び准看護師を含む。次条第三項において同じ。)及び管理栄養士**  
**二 病院、診療所又は訪問看護ステーション(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第六十条第一項第一号に規定する指定訪問看護ステーション及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。)第六十三条第一項第一号に規定する指定介護予防訪問看護ステーションをいう。以下同じ。)の保健師、看護師及び准看護師**

(法第八条第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導)

**第九条の二(略)**

2 (略)

3 法第八条第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導のうち歯科衛生士、保健師、看護師及び准看護師により行われるのは、居宅要介護者の居宅において、その者に対しても訪問歯科診療を行った歯科医師の指示及び当該歯科医師の策定した訪問指導計画に基づいて実施される口腔内の清掃又は有床義歯の清掃に関する指導とする。

4 (略)

(削る)

目次	改	正	前
第一章(第三章)(略)			
第四章 介護支援専門員並びに事業者及び施設			
第一節(第四節)(略)			
第五節 介護保険施設(第一百三十四条—第一百四十条の二の四)			
第六節(第十節)(略)			
第五章 地域支援事業等(第一百四十条の六十二条の三—第一百四十条の七十二条の四)			
第五章の二 介護保険事業計画(第一百四十条の七十二条の五・第一百四十条の七十二条の六)			
第六章(第十章)(略)			
附則			

(傍線部分は改正部分)

**第九条 法第八条第六項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。**

5 1 4 2 (略)

3 法第八条第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導のうち歯科衛生士により行われるのは、居宅要介護者の居宅において、その者に対して訪問歯科診療を行った歯科医師の指示及び当該歯科医師の策定した訪問指導計画に基づいて実施される口腔内の清掃又は有床義歯の清掃に関する指導とする。

(略)

保健師、看護師又は准看護師(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除く。)により行われる居宅療養管理指導は、居宅要介護者の居宅において、実施される療養上の相談及び支援とする。

(病院等による指定の申請における必要な書類等)

**第一百一十六条** 第百六十三条から第百八十八条まで、第百二十一条又は第百二十二条の申請を行う者が、病院又は診療所において当該申請に係る事業を行おうとするときは、当該申請に係る申請書に、当該病院にあつては使用許可証、当該診療所にあつては使用許可証又は届書、国の開設する当該病院又は当該診療所にあつては承認書又は通知書の写しを添付して行わなければならない。この場合において、当該申請を行う者は、第百六条第一項第八号（管理者の免許証の写しに係る部分に限る。）及び第十二号に掲げる事項に関する書類を提出することを要しない。

## 2 (略)

3 第百二十一条又は第百二十二条の申請を行う者が、介護老人保健施設又は介護医療院においてこれらの規定による申請に係る事業を行おうとするときは、当該申請に係る申請書に、当該介護老人保健施設又は介護医療院の開設許可証を添付して行わなければならない。

4 第百二十二条の申請を行う者が、特別養護老人ホームにおいて当該申請に係る事業を行おうとするときは、当該申請に係る申請書に、当該特別養護老人ホームの設置について届出を行つたこと又は認可を受けたことを証する書類（第百三十二条の八第一項第五号、第百三十四条第一項第五号及び第百四十条の十五第四項において「特別養護老人ホームの認可証等」という。）を添付して行わなければならない。この場合において、当該申請を行う者は、第百二十二条第一項第十二号に掲げる事項に関する書類を提出することを要しない。

（法第七十条第七項の規定による通知の求めの方法等）

**第一百一十六条の七の二** 市町村長は、法第七十条第七項の規定による通知を求める際は、当該通

知の対象となる居宅サービス（第百一十六条の六第一項に規定するものを除く。）の種類、当該通知の対象となる区域及び期間その他当該通知を行うために必要な事項を都道府県知事に伝達しなければならない。

2 市町村長は、前項の伝達をしたときは、公報又は広報紙への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により周知しなければならない。

3 法第七十条第七項の規定による通知は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 事業所（訪問介護、訪問看護及び訪問リハビリテーションに係る指定の申請に係る事業所については、当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含み、通所介護に係る指定の申請に係る事業所については、当該事業所の所在地以外の場所に当該指定に係る事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む）の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護に係る指定の申請に係る事業所については、当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院、診療所又は薬局であるときは、開設者の氏名、生年月日、住所及び職名）

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

五 四 利用者の推定数  
運営規程（営業日及び営業時間、利用定員並びに通常の事業の実施地域に係る部分に限る。）

(病院等による指定の申請における必要な書類等)

**第一百一十六条** 第百六十三条から第百八十八条まで、第百二十一条又は第百二十二条の申請を行う者が、病院又は診療所において当該申請に係る事業を行おうとするときは、当該申請に係る申請書に、当該病院にあつては使用許可証、当該診療所にあつては使用許可証又は届書、国の開設する当該病院又は当該診療所にあつては承認書又は通知書の写しを添付して行わなければならない。この場合において、当該申請を行う者は、第百六条第一項第七号（管理者の免許証の写しに係る部分に限る。）及び第十二号に掲げる事項に関する書類を提出することを要しない。

## 2 (略)

3 第百二十一条又は第百二十二条の申請を行う者が、介護老人保健施設においてこれらの規定による申請に係る事業を行おうとするときは、当該申請に係る申請書に、当該介護老人保健施設の開設許可証を添付して行わなければならない。

4 第百二十二条の申請を行う者が、特別養護老人ホームにおいて当該申請に係る事業を行おうとするときは、当該申請に係る申請書に、当該特別養護老人ホームの設置について届出を行つたこと又は認可を受けたことを証する書類（第百三十二条の八第一項第五号、第百三十四条第一項第五号及び第百四十条の十五第四項において「特別養護老人ホームの認可証等」という。）を添付して行わなければならない。この場合において、当該申請を行う者は、第百二十二条第一項第十二号に掲げる事項に関する書類を提出することを要しない。

（新設）



法第百十五条の二第四項の規定による通知は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 事業所（介護予防訪問看護及び介護予防訪問リハビリテーションに係る指定の申請に係る事業所については、当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請に係る事業所については、当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院、診療所又は薬局であるときは、開設者の氏名、生年月日、住所及び職名）
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 利用者の推定数

五 運営規程（営業日及び営業時間、利用定員並びに通常の事業の実施地域に係る部分に限る。）（法第百十五条の二第五項の規定による意見の申出の方法）

**第一百四十条の十七の四** 市町村長は、法第百十五条の二第五項の規定により、介護予防サービスの指定に關し、市町村介護保険事業計画との調整を図る見地から意見を申し出ようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 当該意見の対象となる介護予防サービスの種類
- 二 都道府県知事が指定を行うに當たつて法第五十三条第一項本文の条件を付することを求める旨及びその理由
- 三 条件の内容
- 四 その他必要な事項

（共生型介護予防サービス事業者の特例に係るサービスの種類）

**第一百四十条の十七の五** 介護予防短期入所生活介護について法第百十五条の二の二第一項の厚生労働省令で定める障害福祉サービスの種類は、短期入所とする。

（共生型介護予防サービス事業者の特例に係る別段の申出）

**第一百四十条の十七の六** 法第百十五条の二の二第一項ただし書の規定による別段の申出は、次の事項を記載した申出書を当該申出に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して行うものとする。

- 一 当該申出に係る事業所の名称及び所在地並びに申請者及び事業所の管理者の氏名及び住所
- 二 当該申出に係る介護予防サービスの種類
- 三 前号に係る介護予防サービスについて法第百十五条の二の二第一項に規定する特例による指定を不要とする旨

**第一百四十条の十九** 法第百十五条の十一において準用する法第七十二条第一項の厚生労働省令で定める種類の介護予防サービスは、介護予防通所リハビリテーション（介護老人保健施設又は介護医療院）により行われるものに限る。とする。

**第一百四十条の二十一** 法第百十五条の十一において準用する法第七十二条第一項ただし書の規定による別段の申出は、次の事項を記載した申出書を当該申出に係る介護老人保健施設又は介護医療院の開設の場所を管轄する都道府県知事に提出して行うものとする。

- 一 当該申出に係る介護老人保健施設又は介護医療院の名称及び開設の場所並びに開設者及び管理者の氏名及び住所

二・三 （略）

（新設）

（新設）

**第一百四十条の十九** 法第百十五条の十一において準用する法第七十二条第一項の厚生労働省令で定める種類の介護予防サービスは、介護予防通所リハビリテーション（介護老人保健施設により行われるものに限る。）とする。

**第一百四十条の二十一** 法第百十五条の十一において準用する法第七十二条第一項ただし書の規定による別段の申出は、次の事項を記載した申出書を当該申出に係る介護老人保健施設の開設の場所を管轄する都道府県知事に提出して行うものとする。

- 一 当該申出に係る介護老人保健施設の名称及び開設の場所並びに開設者及び管理者の氏名及び住所

二・三 （略）